

勤労青少年指導者の養成について

昭和57年 1 月

勤労青少年余暇活動研究会

目 次

は じ め に	1
1. 勤労青少年指導者の現状	2
(1) 制度の概要	2
(2) 職務遂行上の問題点	3
2. 勤労青少年指導者の役割	4
3. 勤労青少年指導者の養成	7
(1) 勤労青少年指導者の養成の考え方	7
(2) 勤労青少年指導者の養成の現状	7
(3) 勤労青少年指導者の養成方法	8
(4) 勤労青少年指導者の資格・処遇	9
(5) 勤労青少年指導者の連携、交流、組織化	9
4. 行政に対する期待	10
附 属 資 料	11
勤労青少年関係資料	19

はじめに

今日、勤労青少年が求めている指導者像とはどのようなものであろうか。

それは、「指導者のところに青少年が集まる指導者」であり、その意味では役職よりもむしろ人格的にすぐれた人材でなければならない。また理想的な青少年とは、積極的・自主的・行動的な若者である。

このため、指導者の一つの条件としてこれらの青少年と共に活動し、青少年の自主性・自発性を喚起させるすぐれた指導能力を持っていなければならない。そして常に「青少年のために何をしてあげるのか」ではなく、「青少年と共に何ができるのか」を考え、実践してゆく指導者が今日求められていると考える。

このような理想的な指導者をめざし、国、地方公共団体、民間団体等は指導者の養成を図ってきた。

しかしながら、最近における経済社会の急激な変動は、勤労青少年の職業生活にも多くの影響を及ぼし、幾多の憂慮すべき現象がみられるところから、従来にも増して職場生活及び余暇生活に十分対応のできる幅広い指導能力を備えた指導者を養成していく必要がある。

そのためには、勤労青少年指導者の現状、役割、養成の方法等を改めて検討すべきであると考ええる。

以上の認識の下に、昭和49年度に本研究会において検討した「勤労青少年の余暇活動に関する指導者の現状とその養成の方向」の報告を踏まえ、労働省が所管する勤労青少年指導者である勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者、勤労青少年ホーム指導員に焦点をあてて討議を行い本報告書をまとめたものである。

昭和57年 1 月

勤労青少年余暇活動研究会委員（昭和56年度）

座 長	江 下 孝	労働評論家（元雇用促進事業団副理事長）
委 員	阿 部 和 夫	いすゞ自動車(株) 人事部長
	江 橋 慎四郎	東京大学名誉教授
	志 田 鉦 八	東京芝浦電気(株) 小向工場 総務部厚生担当課長
	鈴 木 春 男	千葉大学人文学部助教授
	田 中 実	慶応義塾大学法学部教授
	林 田 晋 司	東京都中小企業経営者協会事務局長
	増 田 殷	千葉県勤労青少年ホーム園長
	松 尾 弘 一	労働福祉事業団理事

1 勤労青少年指導者の現状

(1) 制度の概要

本報告において取り上げる勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年ホーム指導員の制度の概要は次のとおりである。

① 勤労青少年福祉員

勤労青少年福祉員制度は、年少労働者の余暇の善用、労働環境、労働条件の改善等についての相談、指導を担当する指導者を中小企業団体が選任するもので、昭和33年「年少労働者福祉員制度」として発足したものである。その後社会情勢の変化に対応し、対象者を従来の年少労働者から、おおむね25歳未満の勤労青少年に広げ、役割も従来の保護、福祉だけでなく、余暇の有効活用、職場適応の促進を含める等、数度にわたる改正を経て、昭和52年3月労働省婦人少年局長通達によって名称を「勤労青少年福祉員」と改めるとともに、余暇の有効活用及び職場適応の促進に関する業務を活動の重点として現在に至っている。

昭和56年12月1日現在、勤労青少年福祉員は、2,344 中小企業団体に3,408 名が選任されている。

② 勤労青少年福祉推進者

勤労青少年福祉推進者制度は、勤労青少年福祉法第13条により定められ、事業場において勤労青少年の職場適応のための指導・相談・レクリエーション等を担当する指導者として昭和46年から設けられたものである。勤労青少年福祉推進者を設置すべき事業場は20歳未満の勤労青少年を常時20人以上雇用する事業場である。勤労青少年福祉推進者の資格要件は、勤労青少年の福祉の増進に理解と熱意を有する者であって、勤労青少年ホーム指導員の資格を有する者、あるいは一定の学歴を有し、かつ労働又は勤労青少年の福祉推進業務の経験を有すること等と定められている。

昭和56年12月1日現在、勤労青少年福祉推進者は、13,479 事業場に18,641 名が選任されている。

③ 勤労青少年ホーム指導員

勤労青少年ホーム指導員は、勤労青少年福祉法第16条により、勤労青少年ホームに置くこととされ、勤労青少年に対する相談及び指導の業務を担当する地方公共団体の職員である。

勤労青少年ホームは、勤労青少年に対する相談・指導・レクリエーション・クラブ活動その他の余暇活動等の便宜を供与する施設であり、勤労青少年ホーム指導員は、このホームにおいてこれらの業務を担当する者である。勤労青少年ホーム指導員の資格要件は、20歳以上の者であって、一定の学歴を有する者について労働大臣が実施し、又は指定する講習を修了した者と定められている。

昭和56年度末現在で、1,234 名の者が指導員としての資格を附与されている。

以上、各指導者の制度の概要を述べてきたが、これら指導者の主な担当業務はそれぞれ下記のとおり定められている。

① 勤労青少年福祉員

- イ 余暇の有効活用に関すること
- ロ 職場適応の促進に関すること
- ハ 労働条件の改善に関すること
- ニ その他勤労青少年福祉の増進に関すること

② 勤労青少年福祉推進者

- イ 職場生活及び寮生活の適応を容易にするための指導に関すること
- ロ カウンセリングその他職業生活の相談に関すること
- ハ レクリエーション・スポーツ・文化活動等に関すること

③ 勤労青少年ホーム指導員

- イ 勤労青少年ホームの行う各種事業の企画・立案・運営
- ロ クラブ・サークル活動及びその指導等
- ハ 勤労青少年ホームの地域活動の指導

(2) 職務遂行上の問題点

現行の各指導者の制度の概要は以上のとおりであるが、勤労青少年及びその指導者を取りまく諸条件の変化の中で、各指導者が実際に職務を遂行する上で当面しているいくつかの問題を指摘し得る。その主なものを挙げれば次のとおりである。

① 勤労青少年福祉員

- イ 中小企業団体における本来の職務を持っているため、活動の意志はあっても思うように活動できない。
- ロ 今後、^若勤労青少年が高齢化社会を担うに当たり、勤労青少年の健全育成業務の充実の必要があるにもかかわらず、勤労青少年数の減少に伴い、勤労青少年福祉員の活動自体が減少するとみられがちである。
- ハ 勤労青少年福祉員の一部に高齢者もあり、勤労青少年との年齢のギャップにより活動が停滞する例もみられる。
- ニ 健全な余暇活動の促進を図るため、勤労青少年ホーム等、公共施設の利用について啓発指導を行っても、都会では遠距離通勤等の問題もあり、非常に難しい。
- ホ 勤労青少年に対する指導については、勤労青少年福祉員の所属が中小企業団体であり、間に事業主が入るため、間接的な立場からの指導となりがちである。

② 勤労青少年福祉推進者

- イ 勤労青少年福祉推進者は、勤労青少年福祉法により定められているが、企業によっては、形式的に選任されている傾向もみられ、職場における位置づけも明確でなく、勤労

青少年福祉推進者として意識づけられた活動が不十分な例もみられる。

ロ 企業における福祉活動は勤労青少年のみでなく、従業員全員を対象とするものが多い。したがって、勤労青少年福祉推進者の立場・役割が企業の組織体系になじまない面もみられる。

ハ 勤労青少年福祉推進者の連絡協議会の会議には、中小企業からの参加が少ないことから、勤労青少年の福祉対策を実施する団体として十分ではない。

ニ 勤労青少年福祉推進者の連絡協議会は自主的な集団であるため、財政は会費で賄われているが、一歩進んだ活動を計画するとそれを実施する資金にゆとりがない。

③ 勤労青少年ホーム指導員

イ 勤労青少年ホーム指導員としての在職期間が短い。勤労青少年ホーム指導員は、勤労青少年ホームの設置主体である地方公共団体の職員であり、いわゆる地方公務員である。したがって、体得した知識技術等を十分発揮できないまま異動することが多く、専門的で熟練した指導者がいない等の問題がある。

ロ 勤労青少年ホームの職員数の不足の問題がある。勤労青少年ホームの性格上、勤労青少年が仕事を終えてから利用するため、勤労青少年ホーム指導員の勤務時間が夜間にわたり、交替制で勤務しなければならない。そのため勤労青少年ホームによっては、職員数の不足を補うために必ずしも指導者としてふさわしくない者を勤務させている例もみられる。

2 勤労青少年指導者の役割

勤労青少年指導者の役割は、勤労青少年の現状と現代社会を理解し、その理解の上になって勤労青少年が主体的、意欲的に充実した職業生活を送り、有為な職業人として自立してゆくことができるよう、勤労青少年の職場内外の生活について適切な指導、助言を行うことにあり、その活動の範囲は多方面にわたる。

このため、勤労青少年をとりまく現状及び各指導者の制度の運営上の諸問題を踏まえつつそれぞれの勤労青少年指導者の担当すべき業務について、その活動の内容を明確にする必要がある。

① 勤労青少年福祉員

イ 余暇の有効活用に関すること

余暇施設に恵まれない中小企業の勤労青少年にとって自由時間の有効活用のための対策は特に重要なものといわなければならない。

また、同じ年代の仲間が少ない中小企業に働く青少年に対して、彼らが協調性を身に付け、交友関係を広げるため、事業場の範囲を超えた仲間づくりの助言をする必要がある。

このため、勤労青少年ホーム等の公共余暇施設等の積極的利用の促進、健康増進に役立つスポーツ活動、クラブ活動等への援助、社会との連帯感を高めるボランティア活動等社会参加への活動の促進を図ることが必要である。

ロ 職場適応の促進に関すること

勤労青少年の離職率は中小企業において高い。その主な原因として職場適応の問題が重要なものとして考えられる。

このため、新しい技術の教育、訓練等職場生活の充実につながる講座・研修の開催、職場定着のための相談・指導、勤労青少年の能力を生かすための職場参加の促進等、職場適応の業務を推進する必要がある。

ハ 労働条件の改善に関すること

中小企業に働く青少年の労働条件の改善は、大企業に比較して一般に遅れがちである。

このため、勤労青少年福祉員は勤労青少年の働きがいのある職場づくりという観点にたち、傘下事業場の関係者と連携を密にし、当該事業場の勤労青少年の実態の把握、事業主を対象とする労働改善講習会の開催、事業場巡回アドバイス等の方法によって、週休2日制の採用や労働時間の改善等労働条件の向上を図っていく必要がある。

ニ その他勤労青少年福祉の増進に関すること

団体や事業場におけるレクリエーション・リーダーあるいは勤労青少年の職場生活を身近に指導する中堅リーダーの育成、定時制の高等学校等に通学する場合の事業主による時間等の配慮をさらに促進すること等勤労青少年の福祉全般に取り組む必要がある。

② 勤労青少年福祉推進者

イ 職場生活及び寮生活の適応を容易にするための指導に関すること

職業生涯の初期の段階にある勤労青少年にとって、職場生活は職業を自分のものとし、世代の異なる人々との人間関係にも対応して行かなければならないなど緊張と努力が必要とされる生活である。勤労青少年は必ずしもこれらについて十分対応できるような状況になっていないと考えられるので職場適応指導の必要がある。

このため、勤労青少年福祉推進者は事業場内の関係者と連携をとりつつ新規採用者に対するガイダンス、オリエンテーションの実施、労働条件、職場環境の整備、能力開発の機会の確保、職場参加の促進等を図る必要がある。

ロ カウンセリングその他職業生活の相談に関すること

労働省婦人少年局の昭和53年11月の「勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計に関する調査」によれば、勤労青少年は成人に比べ職場に満足している者の割合は非常に少ない。

また、生活上の悩みがある者は、過半数を超え、相談相手がいない者も少なくない。

したがって、職業適性、労働条件、能力開発、職業生活設計、健康、交友問題、余暇の有効活用等各般にわたる勤労青少年の職業生活についての相談は重要なものとして受けとめる必要がある。

このため、特別の「相談室」、「相談デー」を設けることも考えられるが、日常職場内またはレクリエーションの中などで気軽に相談に応じられるようにするなどきめ細かい配慮も必要である。

ハ レクリエーション・スポーツ・文化活動等に関すること

職場におけるレクリエーション・スポーツ・文化活動等は、職場の人間関係を円滑にし、健康を増進し、職場生活の充実を図るうえで大きな効果をもたらすと考えられる。

このため、企業が行う運動会、文化祭、慰安会、旅行等年間行事的なものの開催ばかりでなく小集団により自発的に進めていくボランティア活動をはじめとして各種クラブ活動への援助を図る必要がある。

③ 勤労青少年ホーム指導員

イ 勤労青少年ホームの行う各種事業の企画・立案・運営

勤労青少年ホームで行事を行う場合は、勤労青少年のニーズ、期待等の実態を把握しなければならない。特に行事の企画、立案に当たっては、毎年同じもの、あるいは一方通行的なおしきせものを実施するのでは勤労青少年ホームに勤労青少年は集まってこない。

このため、勤労青少年ホーム側と勤労青少年で構成される企画運営委員会を作り、両者の協力により企画、立案、運営を行うのも一つの方法であり、現在行われている各種事業の実施に当たっては積極的にグループ・サークルの育成を図ることも必要である。

また、勤労青少年ホームの利用者の増加を図り、勤労青少年ホームを活性化させることは、勤労青少年ホーム指導員にとって重要な課題である。このため、今後、勤労青少年ホーム指導員は、ホームについての広報活動の推進をはかる等いろいろな機会と場を通じて勤労青少年、事業主等に利用を働きかけることが必要である。

ロ クラブ・サークル活動及びその指導等

勤労青少年ホームにおいてクラブ・サークルを結成する場合、勤労青少年ホーム指導員は、その自主性、自発性を育てるよう適切なアドバイスを行い、また、クラブ・サークルに加入していない者に対し積極的に参加を呼びかけることが必要である。また、勤労青少年ホーム指導員が中心となって、勤労青少年ホームＯＢ等の中から優秀な人材を発掘し、リーダーとして育成し、これらの者を活用しクラブ・サークル活動の促進を積極的に図っていくことが必要である。

ハ 勤労青少年ホームの地域活動の指導

勤労青少年ホーム指導員は、勤労青少年ホームの運営に当たって、ホームを利用する勤労青少年にだけ目を向けるのではなく、広く地域の勤労青少年や事業主に対して各種の相談、指導、情報提供等を行うとともに、勤労青少年がスポーツ、文化・教養活動等を積極的に行うことを促進し、勤労青少年ホームが地域における拠点的施設として十分機能するよう活動を展開する必要がある。

3 勤労青少年指導者の養成

(1) 勤労青少年指導者の養成の考え方

勤労青少年指導者の養成については、現在の指導者活動の中にみられる問題点及び指導者をとりまく諸条件を十分考慮しつつその充実を図っていく必要がある。

また、長期的展望の下に、今後の社会の変化に対応し勤労青少年の健全育成に関し十分指導することのできる能力を備えた指導者の養成を図っていくことが重要である。

なお、勤労青少年指導者については、余暇指導と並んで職場生活の充実に取り組むことも重要な課題であり、労働と余暇との相互関係を十分考慮した指導、助言を行うことができる指導者を養成する方向で考えなければならない。

(2) 勤労青少年指導者の養成の現状

勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年ホーム指導員の養成あるいは資質向上のために現在行われている講習の概要は次のとおりである。

	勤労青少年福祉員	勤 労 青 少 年 福 祉 推 進 者		勤労青少年ホーム指導員
資格・要件	勤労青少年の福祉増進に熱意と理解を持ち、実行力に富む者で団体が自主的に選任する。	①勤労青少年の福祉の増進に理解と熱意を有する者で、②～⑥の一に該当するもの ②勤労青少年ホーム指導員の資格を有する者 ③大学卒業後労働に関する業務に1年以上従事、または勤労青少年福祉推進業務に1年以上の実務経験のある者 ④高等学校卒（旧中）後、労働に関する業務に2年以上、または勤労青少年福祉推進業務1年以上の者 ⑤その他の者で、労働に関する業務3年以上、勤労青少年福祉推進業務2年以上の者 ⑥以上の者に準ずる者で勤労青少年福祉推進業務を担当するために必要な知識及び経験を有していると認められる者		昭和46年5月22日労働省告示第32号による労働大臣が指定する講習会の修了者 受講資格 ①20歳以上 ②高等学校以上の学歴
講習内容	勤労青少年福祉員の資質の向上のための講習会	一般課程 計 21時間	勤労青少年福祉 2時間 職場適応 6 " 職場カウンセリング 6 " グループ活動 2 " レクリエーション 5 "	①勤労青少年福祉概論 4時間 ②勤労青少年ホームにおける事業の企画及び運営 16時間 ③勤労青少年のためのレクリエーションの理論と実際 18時間

			職場適応	6 "	④勤労青少年に対する相談の理論と実際	6時間
		研究課程	職場カウンセリング	6 "		
		計	グループ活動	2 "	⑤勤労青少年に対する指導の理論と実際	6時間
		21時間	レクリエーション	5 "		
			勤労青少年福祉	2 "		計 50時間
実施主体	各婦人少年室	都道府県または勤労青少年の育成を目的とする公益法人で労働省婦人少年局長の承認を受けたもの			労働省婦人少年局	

以上の講習会のほか勤労青少年福祉関係者が勤労青少年の福祉に関する諸問題について総合的な研究討議を行う勤労青少年福祉シンポジウム、勤労青少年ホーム館長・指導員相談事例研修会、勤労青少年福祉員会議、地区の勤労青少年福祉推進者協議会等が開催されており、これらも勤労青少年指導者の資質向上に寄与していると考えられる。

(3) 勤労青少年指導者の養成方法

現在のカリキュラムによる指導者の研修は形式的には所期の目的に合致しているものと考えられる。今後は勤労青少年の福祉は何故必要であるのか、福祉をどう進めればよいのかという基本を深め、講習内容に反映させるべきである。また、カリキュラムの内容を時代の変化に応じて改善、充実させることも必要であり、そのための検討、研究を行政当局で行うことが重要であると考えられる。その場合にもあくまでも勤労青少年福祉というものの本質をとらえて検討、研究が行われなければならない。

各指導者に対する講習会の開催回数については、今後、これが十分であるかどうかの検討が必要である。特に勤労青少年福祉員の講習については時間数も内容も不十分であり、十分な養成を図るため、今後研修等の義務付けを含め検討を加えるべきである。また、講習会の在り方についても、都道府県によって不均衡があるので全国同じレベルで実施できるよう、一貫した養成が図られなければならない。

また、現在、勤労青少年福祉員と勤労青少年福祉推進者の講習会を共同で実施している都道府県もあるが、この方法は、両者の相互理解や連携にもつながるもので非常に望ましいことである。

これらの養成を十分に効果あらしめるためには、勤労青少年指導者自身の意欲はもとより非常に大切であるが、受講を容易にするための条件づくり——指導者が所属する団体や職場の認識・理解等——が極めて重要となってくる。

なお、研修・講習を画一的あるいは恠性的に行うことから生ずるマンネリズムから脱却し、一層の効果をあげるためには、研修・講習の方法、内容を再考してみる必要がある。

(4) 勤労青少年指導者の資格・処遇

勤労青少年指導者、特に勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者の社会的地位を確立することは極めて重要である。このためには、指導者自身の指導意欲と活動の実績を基盤として社会一般に勤労青少年問題の重要性を認識させることが基本であり、同時に行政当局や関係者による指導、啓発活動等さまざまな角度からの検討、努力が必要である。

その一つとして資格の問題がある。資格は一般的に身分や地位を明らかにするものである。公的な資格を指導者に付与することは社会的な認識を得るために有効な方法である。しかし、勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者はある面でボランティア的性格を持つものであるため、慎重に検討すべき問題である。

指導者の処遇についても、社会的地位を確立することによってそれぞれの企業団体において考慮されると考えられるので、地位の確立に向けての不断的努力、検討が必要である。

(5) 勤労青少年指導者の連携、交流、組織化

勤労青少年指導者の資質の向上を図るためには、個々の指導者に対する養成のほか勤労青少年指導者の連携、交流、組織化が大きな役割を果たすものと考えられる。

① 勤労青少年指導者の連携、交流

勤労青少年指導者の連携を図ることは急務とされている。地域の勤労青少年の福祉対策を総合的に実施する拠点施設としての役割を持つ勤労青少年ホームを中心として勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者その他の指導者の有機的な連携を図ることは諸施策を一層効果的に推進する方策であると考えられる。また、これによって勤労青少年指導者自身の資質を向上させるとともにそれぞれの連携を強め、他地区との交流を図り、さらにこれを他県にも発展させていくべきである。

② 勤労青少年指導者の組織化

勤労青少年指導者の連携の場合と同じように勤労青少年福祉員連絡協議会、勤労青少年福祉推進者連絡協議会のような組織化された団体も勤労青少年福祉の向上及び指導者の資質の向上に大きく役立つ。これらの団体は指導者に対し講習会等を通じて資質の向上を図るが、一方において団体自体が個々の指導者の力を結果することによって福祉対策を強力に推進することができる。

なお、今後、地域レベルにおいて全勤労青少年指導者の結果を行うことができるような組織化の方向について検討が必要である。その際、指導者が役割分担を定め、それぞれの指導者のできない業務を補充し合うことによって効果的な福祉対策が推進されることが考えられる。

現在、都道府県毎の勤労青少年福祉員連絡協議会は35、勤労青少年福祉推進者連絡協議会は15あり、また勤労青少年ホーム協議会は45あるが、勤労青少年福祉員連絡協議

会、勤労青少年福祉推進者連絡協議会が全都道府県に設置され、さらに全国勤労青少年ホーム協議会のような全国組織が結成される必要がある。

4 行政に期待すること

勤労青少年指導者の養成に関し、当研究会が取り上げた行政へ期待する事項は次のとおりである。

- ① 勤労青少年指導者に対する一貫した養成
- ② 勤労青少年指導者に対する資格制度についての検討
- ③ 事業場における地位及び所掌を含め、勤労青少年福祉推進者の選任条件の検討
- ④ 勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者の組織化の推進に対する指導
- ⑤ 勤労青少年ホーム指導員資格講習会の充実と勤労青少年ホームにおける中堅リーダー養成
- ⑥ 利用者のニーズを生かすことのできる卓越した指導員を勤労青少年ホームに配置するための配慮

以上の事項は今回の討議の中から出てきたものであるが、行政当局においてはこれを検討するよう要望する。

勤労青少年指導者の養成については、今後の勤労青少年の育成の方向にかかわる重要性を持つものである。当研究会はこれを十分認識しつつ討議を行ってきたが、なお深めるべき問題も多いので、今後さらに検討を続けていきたいと考える。

附 属 資 料

- 第 1 表 勤労青少年福祉員数の推移と連絡協議会の設置状況
- 第 2 表 勤労青少年福祉推進者の選任事業場数及び推進者数の推移と連絡協議会の設置状況
- 第 3 表 勤労青少年ホームの設置状況、利用状況及び勤労青少年ホーム指導員資格講習受講者数
- 第 4 表 青少年関係指導者一覧

第1表 勤労青少年福祉員数の推移と連絡協議会の設置状況

(1) 勤労青少年福祉員数の推移

年 (例)	福 祉 員 数
3 4	2 0 9 1 (3 4 1 2 3 1 現在)
3 5	4 4 3 7 (3 5 1 2 3 1 現在)
3 6	6 2 9 5 (3 6 1 2 3 1 現在)
3 7	1 0 7 7 4 (3 7 1 2 1 現在)
3 8	1 9 2 8 1 (3 8 1 2 1 現在)
3 9	1 9 7 0 6 (3 9 1 2 1 現在)
4 0	1 9 9 5 1 (4 0 1 2 1 現在)
4 1	2 0 3 1 5 (4 1 1 2 1 1 現在)
4 2	1 8 6 1 3 (4 2 1 0 2 0 現在)
4 3	1 8 2 7 5 (4 3 7 1 現在)
4 4	—
制度一部改正 (昭和 4 4 年 6 月 2 7 日 婦 発 第 1 8 7 号)	
4 5	—
4 6	4 2 3 3 (4 7 2 1 現在)
4 7	4 0 4 9 (4 8 3 1 現在)
4 8	4 1 5 6 (4 8 1 2 1 現在)
4 9	3 9 8 1 (4 9 1 2 1 現在)
5 0	3 5 4 6 (5 0 1 2 1 現在)
5 1	3 4 4 7 (5 1 1 2 1 現在)
制度改正 (昭和 5 2 年 3 月 1 5 日 婦 発 第 5 2 号)	
5 2	3 3 8 9 (5 2 1 2 1 現在)
5 3	3 4 0 2 (5 3 1 2 1 現在)
5 4	3 5 5 0 (5 4 1 2 1 現在)
5 5	3 5 8 6 (5 5 1 2 1 現在)
5 6	3 4 0 8 (5 6 1 2 1 現在)

資料出所：労働省婦人少年局調べ

注) 52年の制度改正前は「年少労働者福祉員」である。

(2) 勤労青少年福祉員連絡協議会の設置状況

勤労青少年福祉員連絡協議会の設置されている都道府県は北海道、青森、岩手、秋田、山形、福島、茨城、(栃木)、東京、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の36都道府県である。(昭和56年12月1日現在)

注) ()内は、県内の特定地域の組織のみ。

第2表 勤労青少年福祉推進者の選任事業場数及び推進者数の推移と連絡協議会の設置状況

(1) 勤労青少年福祉推進者選任事業場数及び推進者数の推移

	計		300人未満		300人以上		備 考
	事業場数	推進者数 (人)	事業場数	推進者数 (人)	事業場数	推進者数 (人)	
昭和46年	3,529 (100.0%)		1,946 (55.1%)		1,381 (39.1%)		47.5.8
昭和47年	7,394 (100.0%)		4,369 (59.1%)		2,317 (31.3%)		48.3.31 38県
昭和48年	8,899 (100.0%)	14,035 (100.0%)	3,887 (43.7%)	5,092 (36.3%)	2,658 (29.9%)	4,662 (33.2%)	49.3.31
昭和49年	9,596 (100.0%)	15,187 (100.0%)	3,354 (35.0%)	4,558 (30.0%)	2,078 (21.7%)	3,647 (24.0%)	50.3.31
昭和50年	10,481 (100.0%)	16,531 (100.0%)	5,098 (48.6%)	6,870 (41.6%)	3,365 (32.1%)	5,741 (34.7%)	51.3.31 34県
昭和51年	14,051 (100.0%)	19,896 (100.0%)	7,462 (53.1%)	9,075 (45.6%)	3,277 (23.3%)	5,048 (25.4%)	52.3.31 40県
昭和52年	13,904 (100.0%)	19,784 (100.0%)	8,592 (61.8%)	10,537 (53.3%)	3,348 (24.1%)	5,884 (29.7%)	53.4.1 42県
昭和53年	13,524 (100.0%)	19,418 (100.0%)	5,512 (40.8%)	7,583 (39.1%)	3,053 (22.6%)	5,482 (28.2%)	54.4.1 41県
昭和54年	13,560 (100.0%)	19,464 (100.0%)	5,688 (41.9%)	7,610 (39.1%)	3,016 (22.2%)	5,621 (28.9%)	55.4.1 41県
昭和55年	13,479 (100.0%)	18,641 (100.0%)	5,734 (42.5%)	7,644 (41.0%)	3,138 (23.3%)	5,462 (29.3%)	56.4.1 43県

資料出所：労働省婦人少年局調べ

- 注) 1 「計」は、規模別には握していない県(都道府)における数を含む。
 2 ()内は、「計」の数に対する割合である。
 3 「備考」は、集計年月日及び規模別には握している県(都道府)数である。

(2) 勤労青少年福祉推進者連絡協議会の設置状況

勤労青少年福祉推進者連絡協議会の設置されている都道府県は、北海道、岩手、宮城、秋田、(山形)、(茨城)、栃木、(群馬)、埼玉、東京、(神奈川)、(新潟)、長野、(静岡)、愛知、(兵庫)、広島、山口、愛媛、福岡、(大分)、宮崎、鹿児島、の23都道県である。(昭和56年12月1日現在)

注) ()内は、県内の特定地域の組織のみ。

第3表 勤労青少年ホームの設置状況、利用状況及び勤労
青少年ホーム指導員資格講習受講者数

(1) 年度別、都道府県別、勤労青少年ホームの設置状況

区 分	昭和 32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	計
北海道 青森 岩手 宮城 秋田							1		1	3 1	3	2	2	1	2	1	2	2	1	2	1	2	2	2	2	31
山形 福島 茨城 栃木 群馬					(1)				1	1	1	1	1	(1)	1	2	1	1		1		1	1	1	1	11(1)
埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟						1				1	1	1	1		1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
富山 石川 福井 山梨 長野							1		1	1		1	1	1	1	1	1	2	1	1		1	1	1	1	13
岐阜 静岡県 愛知県 三重										1					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
京都府 大阪府 兵庫県 和歌山			1	1	1				1	1	1		1	2	1	1	2	4	3	2	2	1	1	1	2	12(1)
鳥取 島根 岡山 広島									1	1	2				1	1	1				1		1			5
徳島 香川県 愛媛 高知県												1		1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	6
佐賀 長崎 熊本 大分						1			1					1	1	1	1	1	1		1	1	2	1	2	7
宮崎 鹿児島 沖縄														1	1	1	2	1					1	1	1	9
計	1 (1)	0	1	2	2 (1)	4	4	8	11	18 (1)	18	17	24	32 (1)	40	47	44	38	20	17	21	26	27	25	23	470 (4)

注) (1) 国の補助を受けて設置されたものである。
(2) () 書きは、廃止された施設の内数である。
(3) 昭和56年度については年内に設置予定のものである。

(昭和56年度末現在)
労働省婦人少年局調べ

(2) 勤労青少年ホームの利用状況

年度	区分	集 計 ホーム数	利用合計 ①+②+③	① ホーム主催 行事	② クラブ活動 等団体費用	③ 利 個別費用	1ホーム当り 年間平均利用 延 人 員
昭和44年		86	2 590 883	523 295	440 802	1 626 786	30.127
45		110	3 004 094	623 850	557 446	1 822 818	27.310
46		146	3 599 039	735 962	720 682	2 142 395	26.895
47		179	4 282 870	840 889	915 648	2 526 333	23.927
48		204	4 693 405	905 933	1 421 008	2 366 464	23.007
49		278	5 631 106	1 082 150	1 403 037	3 145 919	20.256
50		311	6 840 246	2 058 914	1 744 263	3 037 069	21.994
51		351	7 046 761	1 518 043	2 551 889	2 976 829	20.076
52		364	6 868 894	1 556 269	2 132 198	3 180 427	18.871
53		380	6 871 968	1 672 524	2 152 037	3 047 407	18.084
54		403	6 975 440	1 727 293	2 292 591	2 955 556	17.309
55		422	6 944 196	1 720 286	2 238 402	2 985 508	16.455

資料出所：労働省婦人少年局調べ

注) 集計ホームは市町単独で設置されたホーム及びホーム類似施設を含む。

(3) 勤労青少年ホーム指導員資格講習受講者数

年 度	性 別	男	女	計
昭和46年		86 人	4 人	90 人
47年1回		48	4	52
2回		85	2	87
48年1回		56	1	57
2回		66	2	68
49年1回		67	0	67
2回		53	4	57
50年1回		56	1	57
2回		54	3	57
51年1回		40	0	40
2回		73	1	74
52年		106	2	108
53年		96 (9)	5 (6)	101 (15)
54年		106 (9)	3 (6)	109 (15)
55年		114 (11)	3 (5)	111 (16)
56年		89 (10)	4 (5)	93 (15)
計		1 195 (39)	39 (22)	1 234 (61)

資料出所：労働省婦人少年局調べ

注) () 内数字は、勤労青少年指導者大学講座の受講生の数で外数である。

第4表 青少年関係指導者一覧

名 称	職 務 内 容	所属機関・団体 総人員等
(1) 専門的な行政 職員		
社会教育主事	社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。	都道府県・市町村 専任 7,095 人 兼任 78 人 計 7,173 人 (昭和53年5月現在)
社会福祉主事	家庭児童福祉主事、査察指導員、現業員等としての各種の福祉法の施行に関する知事又は市町村長の事務の執行を補助する。	都道府県・市町村 (家庭児童福祉主事 90人)
(2) 青少年健全育 成施設等に勤務 する専門職員等 勤労青少年ホーム 指導員	当該施設を利用する青少年レクリエーション、グループ活動の指導及び生活職業相談を行う。	勤労青少年ホーム指導員 資格講習受講者数 1,234 人 (昭和57年1月現在)
国立青年の家専門職員	当該施設を利用する青年の研修計画についての指導・助言並びに研修生に対する生活指導及び研修指導に当たる。	国立青年の家 72 人 (昭和56年4月現在)
公立青年の家指導職員	当該施設を利用する青年の研修計画についての指導・助言並びに研修生に対する生活指導及び研修指導に当たる。	都道府県立、市町立青年の家 697 人 (昭和53年5月現在)
公民館主事	当該施設において、定期講座、討論会、講習会、講演会、展示会等の事業の実施に当たる。	公 民 館 専任 7,698 人 兼任 5,547 人 計 13,245 人 (昭和53年5月現在)
職業訓練指導員	公共職業訓練施設及び認定職業訓練施設において、労働者に対して必要な技能を習得させるための養成訓練、能力再開発訓練等の指導に当たる。	公共職業訓練施設 6,844 人 認定職業訓練施設 38,713 人 (昭和55年度)
(3) 企業等の有給 指導者		
勤労青少年福祉 推進者	事業場において勤労青少年の職場適応を容易にするために必要な指導、レクリエーション等の事項を担当して福祉増進を推進する。	20歳未満の勤労青少年を 20人以上雇用している事業場(本社、支店、工場等の個々で1単位)1事

名 称	職 務 内 容	所屬機関・団体 総人員等
勤労青少年福祉員	中小企業団体に加入している事業主に雇用される勤労青少年の労働条件の改善、職場適応の促進、余暇の有効活用等に関する事項を行う。	業場最低1人 18,641人 (昭和56年12月1日現在) 中小企業団体 3,408人 (昭和56年12月1日現在)
(4) 行政機関等の 委嘱する指導者 職 業 相 談 員	新規学卒就業者等の職業への適応を促進するため、新規学卒就職者、事業主等に対し、相談指導を行う。	公共職業安定所 1,442人 (昭和56年4月現在)
婦人少年室協助力員	地域において勤労青少年に関する相談に応じる。	各都道府県婦人少年室 2,910人 (昭和56年4月現在)
婦人少年室特別 協助力員	勤労青少年の労働条件、職場環境、余暇の活用等に関する相談、指導及び助言を行う。	各都道府県婦人少年室 139人 (昭和56年4月現在)
体育指導委員	当該市町村におけるスポーツの振興事業の企画に参画し、その推進を担うとともに、住民に対し、スポーツの実技の指導を行う。	市 町 村 48,170人
社会教育委員	社会教育に関し教育委員会に助言するため、諸計画の立案や研究調査等を行うほか、特に市町村の社会教育委員にあっては、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他の関係者に対して助言と指導を与える。	都 道 府 県 市 町 村 都道府県 856人 市町村 37,471人 (昭和53年5月現在)
(5) 民間の有志指 導者（ボランティア）		
青少年育成国民 運動推進指導員	地域（市町村）の代表として青少年育成県民会議の構成員となり、青少年育成県民運動の企画に参加し、青少年育成推進員への情報提供、指導助言を行うとともに、青少年の実態把握と市町村への情報伝達に当たり、関係団体の活動に協力する。	道府県又は青少年育成 道府県民会議 45道府県 5,452人
青少年育成国民 運動推進員	小地域（小学校区）の代表として市町村や青少年育成市町村民会議の実施する青少年健全育成運動に参画するとともに、青少年育成推進指導員と連携を図りつつ、青少年育成県民会議の諸活動の推進に当たる。	32都府県 76,262人

名 称	職 務 内 容	所属機関・団体 総人員等
スポーツ指導員	民間の有志スポーツ指導員として、地域におけるスポーツ活動を実践しているグループやクラブを対象に、スポーツ技術の専門的指導と活動組織の育成・指導に当たる。	各市町村の中中学校区単位に各10人程度を目標とする。 登録者数 12,625人

資料出所：総理府「青少年白書」（昭和56年版）

注）総人員は、特に明示したもののほかは、昭和55年度の数である。

勤労青少年関係資料

- 第 1 表 青少年人口、青少年労働力人口及び青少年就業者数の推移
- 第 2 表 産業別（第 1 次～第 3 次）青少年就業者数の推移
- 第 3 表 規模別青少年雇用者数（非農林業）の推移
- 第 4 表 15 歳以上人口の推移と見通し
- 第 5 表 高等学校、大学等への進学率の推移
- 第 6 表 新規学卒者（中学・高校）の職業紹介状況及び新規大学・短期大学卒業者の就職状況等
- 第 7 表 新規学卒者（中学・高校）の県外就職状況の推移
- 第 8 表 大学卒就職者の流動状況（いわゆる U ターン状況）
- 第 9 表 新規学校卒業就職者の就職状況
- 第 10 表 新規学校卒業就職者の規模別離職率の推移
- 第 11 表 勤労青少年の離職理由
- 第 12 表 勤労青少年の企業への定着意識
- 第 13 表 勤労青少年の職場への満足度と不満の内容
- 第 14 表 週休 2 日制の形態別企業数の推移
- 第 15 表 定年延長の普及
- 第 16 表 勤労青少年の生活態度
- 第 17 表 勤労青少年の現在の生活における悩みの内容
- 第 18 表 勤労青少年の希望する余暇活動と余暇の過ごし方
- 第 19 表 勤労青少年の非行

第1表 青少年人口、青少年労働力人口及び青少年就業者数の推移

区 分		青少年人口			青少年就業者数		
		労働力人口	労働力率		雇用者数	雇用者割合	
昭和 年		万人	万人	%	万人	万人	%
計	45	1,995	1,108	55.5	1,087	939	86.4
	46	2,010	1,127	56.1	1,103	963	87.3
	47	1,926	1,046	54.3	1,020	896	87.8
	48	1,859	980	52.7	958	851	88.8
	49	1,778	889	50.0	867	779	89.9
	50	1,712	819	47.8	795	718	90.3
	51	1,662	767	46.1	743	672	90.4
	52	1,628	735	45.1	708	642	90.7
	53	1,609	719	44.7	692	628	90.8
	54	1,605	706	44.0	681	621	91.2
	55	1,612	699	43.4	675	620	91.9
	56	1,605	700	43.6	672	620	92.3
	60	1,716	728	42.4			
15歳以上19歳未満	45	927	301	32.5	295	258	87.5
	46	878	274	31.2	268	239	89.2
	47	834	233	27.9	226	204	90.3
	48	821	218	26.6	212	193	91.0
	49	809	193	23.9	187	172	92.0
	50	797	168	21.1	163	149	91.4
	51	791	151	19.1	145	133	91.7
	52	794	151	19.0	144	131	91.0
	53	800	153	19.1	146	134	91.8
	54	804	147	18.3	140	127	90.7
	55	821	147	17.9	141	129	91.5
	56	819	146	17.8	138	128	92.8
	60	893	159	17.8			
20歳以上24歳未満	45	1,068	807	75.6	792	681	86.0
	46	1,132	853	75.4	835	724	86.7
	47	1,092	813	74.5	794	692	87.2
	48	1,038	762	73.4	746	658	88.2
	49	969	696	71.8	680	607	89.3
	50	915	651	71.1	632	569	90.0
	51	871	616	70.7	598	539	90.1
	52	834	584	70.0	564	511	90.6
	53	809	566	70.0	546	494	90.5
	54	801	559	69.8	541	494	91.3
	55	791	552	69.8	534	491	91.9
	56	786	554	70.5	534	492	92.1
	60	823	569	69.1			

資料出所：総理府「労働力調査」

注) 1. 昭和45～47年の数字には、沖縄県分は含まれていない。

2. 昭和60年の青少年人口は、日本の将来推計人口—51年11月推計—（厚生省人口問題研究所）の推計による。

3. 昭和60年の青少年労働力人口は、今後の労働力需給の展望と問題点—54年1月—（雇用政策調査研究会）の推計による。

第2表 産業別（第1次～第3次）青少年就業者数の推移

区 分		実 数（万人）				構 成 比（％）			
		産業計	第一次	第二次	第三次	産業計	第一次	第二次	第三次
計	昭和 年								
	45	1 087	66	444	575	100.0	6.1	40.8	52.9
	47	1 020	50	403	566	100.0	4.9	39.5	55.4
	48	958	40	385	531	100.0	4.2	40.2	55.4
	49	867	34	342	489	100.0	3.9	39.4	56.4
	50	795	30	294	469	100.0	3.8	37.0	59.0
	51	743	28	264	451	100.0	3.8	35.5	60.7
	52	708	24	236	444	100.0	3.4	33.3	62.7
	53	692	24	228	440	100.0	3.5	32.9	63.6
	54	681	22	206	453	100.0	3.2	30.2	66.5
	55	675	19	206	448	100.0	2.8	30.5	66.4
	56	672	17	211	443	100.0	2.5	31.4	65.9
15歳	45	295	22	142	132	100.0	7.5	48.1	44.7
	47	226	12	108	106	100.0	5.3	47.8	46.9
	48	212	9	100	102	100.0	4.2	47.2	48.1
	49	187	8	90	88	100.0	4.3	48.1	47.1
	50	163	7	72	83	100.0	4.3	44.2	50.9
	51	145	7	57	81	100.0	4.8	39.3	55.9
	52	144	5	56	82	100.0	3.5	38.9	56.9
	53	146	5	59	82	100.0	4.1	40.4	56.2
	54	141	6	48	87	100.0	4.3	34.0	61.7
	55	141	5	50	85	100.0	3.5	35.5	60.3
	56	138	4	51	83	100.0	2.9	37.0	60.1
20歳	45	792	44	300	443	100.0	5.6	37.9	55.9
	47	794	38	295	460	100.0	4.8	37.2	57.9
	48	746	31	285	429	100.0	4.2	38.2	57.5
	49	680	26	252	401	100.0	3.8	37.1	60.0
	50	632	23	222	386	100.0	3.6	35.1	61.1
	51	598	21	207	370	100.0	3.5	34.6	61.9
	52	564	19	180	362	100.0	3.4	31.9	64.2
	53	546	18	169	358	100.0	3.3	31.0	65.6
	54	540	16	158	366	100.0	3.0	29.3	67.8
	55	534	14	156	363	100.0	2.6	29.2	68.0
	56	534	13	160	360	100.0	2.4	30.0	67.4

資料出所：総理府「労働力調査」

第3表 規模別青少年雇用者数（非農林業）の推移

（万人）

区 分		規模計	1,000人 以 上	500～ 999	100～ 499	30～ 99	1～ 29	官 公
総 数	昭和 年 47	894	232	50	140	121	272	76
	48	849	224	47	137	113	252	75
	49	776	216	46	122	99	216	75
	50	717	201	36	111	91	200	76
	51	670	177	38	101	93	192	69
	52	640	163	33	100	88	193	63
	53	626	150	36	99	89	190	61
	54	619	141	36	101	87	191	62
	55	618	142	34	100	92	189	60
	56	619	142	35	103	92	190	57
15 ～ 19 歳	47	203	60	13	33	25	60	11
	48	193	58	12	34	24	54	11
	49	171	55	12	28	21	45	10
	50	149	48	8	24	17	41	10
	51	132	36	9	21	18	40	8
	52	131	36	7	22	19	41	7
	53	133	35	8	21	20	42	7
	54	127	28	8	22	18	43	7
	55	129	31	7	21	19	43	7
	56	128	30	8	23	19	41	7
20 ～ 24 歳	47	691	172	37	107	96	212	65
	48	656	166	35	103	89	198	64
	49	605	161	34	94	78	173	65
	50	568	153	28	87	74	159	66
	51	538	141	29	80	75	152	61
	52	509	127	26	78	69	152	56
	53	493	115	28	78	69	148	54
	54	492	113	28	79	69	148	55
	55	489	111	27	79	73	146	53
	56	491	112	27	80	73	149	50

資料出所：総理府「労働力調査」

第4表 15歳以上人口の推移と見通し

(万人、%)

年齢階級	昭和45年		50年		55年		65年		75年		増減数		
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	45～55年	55～65年	65～75年
計	7,885	100.0	8,443	100.0	8,932	100.0	9,953	100.0	10,486	100.0	1,047	1,021	533
15～19歳	927	11.8	796	9.4	821	9.2	994	10.0	740	7.1	△ 106	173	△ 254
20～24	1,068	13.5	915	10.8	791	8.9	889	9.0	853	8.1	△ 277	98	△ 36
25～29	905	11.5	1,067	12.6	910	10.2	822	8.3	990	9.4	5	△ 88	168
30～44	2,385	30.2	2,588	30.7	2,820	31.6	2,740	27.5	2,478	23.6	435	△ 80	△ 262
45～54	1,055	13.4	1,306	15.5	1,528	17.1	1,712	17.2	1,916	18.3	473	184	204
55～59	442	5.6	463	5.5	559	6.3	774	7.8	865	8.2	117	215	91
60～64	375	4.8	427	5.1	444	5.0	668	6.7	755	7.2	69	224	87
65歳以上	727	9.2	879	10.4	1,060	11.9	1,354	13.6	1,889	18.0	333	294	535

資料出所：昭和45年、50年、55年 総理府統計局「労働力調査」

昭和65年、75年 黒田俊夫他「日本の将来人口についての日大推計」（昭和53年）

第5表 高等学校、大学等への進学率の推移

(%)

区 分	高等学校等への進学率			大学(学部)・短期大学(本科)への進学率(浪人を含む)			高等教育への進学率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
昭和40年	70.7	71.7	69.6	17.0	22.4	11.3	17.1	22.7	11.4
45	82.1	81.6	82.7	23.6	29.2	17.7	24.0	30.0	17.8
46	85.0	84.1	85.9	26.8	32.5	20.8	27.2	33.4	20.8
47	87.2	86.2	88.2	29.8	35.7	23.7	30.3	36.7	23.7
48	89.4	88.3	90.6	32.2	37.5	26.6	32.7	38.5	26.7
49	90.8	89.7	91.9	34.7	39.9	29.3	35.3	41.0	29.4
50	91.9	91.0	93.0	37.8	43.0	32.4	38.4	44.1	32.4
51	92.6	91.7	93.5	38.6	43.3	33.6	39.2	44.4	33.7
52	93.1	92.2	94.0	37.7	41.9	33.3	38.3	43.0	33.3
53	93.5	92.7	94.4	38.4	43.1	33.5	39.0	44.2	33.5
54	94.0	93.0	95.0	37.4	41.5	33.1	37.9 (50.3)	42.6 (51.4)	33.1 (49.2)
55	94.2	93.1	95.4	37.4	41.3	33.3	37.9 (50.7)	42.3 (51.8)	33.3 (49.6)
56	94.3	93.2	95.4	36.9	40.5	33.0	37.4 (50.5)	41.6 (51.6)	33.0 (49.4)

資料出所：文部省「学校基本調査」

- 注) 1 高等学校等への進学率：中学校卒業者のうち、高等学校本科・別科、高等専門学校に進学した者(就職進学した者を含み、浪人は含まない)の占める比率。
- 2 大学(学部)・短期大学(本科)への進学率：大学学部・短期大学本科入学者数(浪人を含む)を3年前の中学校卒業者数で除した比率。
- 3 高等教育への進学率：大学学部、短期大学本科、国立養護教諭養成所、国立工業教員養成所への入学者(浪人を含む)と高等専門学校4年生の数を加えた数を3年前の中学校卒業者で除した比率。54～56年の()内の比率は、これに専修学校の専門課程入学者及び短期大学・大学の通信教育部の入学者を加えた場合の進学率である。

第6表 新規学卒者（中学・高校）の職業紹介状況及び
新規大学・短期大学卒業者の就職状況等

(1) 中学卒業者

年	区分	① 求職申込件数	② 求 人 数	③ 就職者数	求人倍率 (②/①)	就 職 率 (③/①)	充 足 率 (③/②)
45		199	1 144	197	5.76	99.1	17.2
46		166	1 132	166	6.83	99.9	14.6
47		134	737	134	5.50	100.0	18.2
48		109	629	109	5.79	99.9	17.2
49		97	646	97	6.65	99.8	15.0
50		70	418	70	5.94	99.8	16.8
51		59	245	59	4.13	99.9	24.2
52		56	216	56	3.86	99.4	25.7
53		50	161	49	3.25	99.9	30.7
54		46	131	45	2.88	99.7	34.6
55		46	130	46	2.82	99.8	35.4
56		45	125	45	2.78	99.8	36.0

(2) 高校卒業者

年	区分	① 求職申込件数	② 求 人 数	③ 就職者数	求人倍率 (②/①)	就 職 率 (③/①)	充 足 率 (③/②)
45		666	4 701	657	7.06	98.7	14.0
46		627	2 500	625	3.99	99.6	25.0
47		567	1 784	566	3.15	100.0	31.7
48		537	1 678	537	3.13	100.0	32.0
49		524	2 064	524	3.94	99.9	25.4
50		481	1 628	480	3.38	99.8	29.5
51		452	1 005	451	2.22	99.8	44.9
52		483	976	481	2.02	99.6	49.3
53		478	862	477	1.80	99.8	55.4
54		479	805	476	1.68	99.2	59.1
55		495	925	492	1.87	99.4	53.2
56		512	1 010	509	1.97	99.5	50.4

資料出所：労働省「職業安定業務統計」

- 注) 1 中卒は職安機関取扱い分。高卒は職安機関取扱分と職業安定法33条の2の学校取扱い分の合計。
- 2 46年以降の高校卒の求人数、求人倍率は、求人確認制度の実施により従来の数と接続しない。

第7表 新規学卒者（中学・高校）の県外就職状況の推移

区 分	中 学 卒			高 校 卒		
	㊦ 就職者	㊧ うち県外就職者 (㊧/㊦)		㊦ 就職者	㊧ うち県外就職者 (㊧/㊦)	
昭和45年3月卒	271 千人	91 千人	(33.6) %	817 千人	256 千人	(31.3) %
46 3	241	77	(34.8)	760	247	(32.5)
47 3	179	63	(35.0)	699	224	(32.0)
48 3	145	50	(34.4)	668	213	(31.9)
49 3	126	41	(32.5)	642	195	(30.4)
50 3	94	29	(30.9)	591	181	(30.6)
51 3	81	22	(27.2)	560	159	(28.4)
52 3	76	19	(25.0)	597	163	(27.3)
53 3	71	16	(22.5)	596	157	(26.3)
54 3	65	14	(21.5)	591	147	(24.9)
55 3	67	13	(19.4)	581	146	(25.1)
56 3	66	12	(18.2)	613	150	(24.5)

資料出所：文部省「学校基本調査」

第8表 大学卒就職者の流動状況（いわゆるUターン状況）

（人）

区分 年度	就 職 者	就 職 地 別 内 訳		
		出身大学所在 内 就 職 者	他県所在大学卒業後 出身県での就職者	そ の 他
昭和53年	256,817	114,379	74,796	67,642
54	275,850	132,204	80,024	63,622
55	285,129	132,047	85,412	67,670

資料出所：文部省「学校基本調査」

注）その他には、所在事業所及び出身地不詳者を含む。

第9表 新規学校卒業就職者の就職離職状況

(1) 中学 卒業 者

項目 卒業年次	就 職 者 数			卒業時から3ケ年間における離			
	A 合 計	B 男	C 女	合 計		男	
				a 数	率 ($\frac{a}{A}$)	b 数	率 ($\frac{b}{B}$)
45年	176,634 ^(A)	77,478 ^(A)	99,156 ^(A)	85,265 ^(A)	48.3 ^(%)	40,634 ^(A)	52.4 ^(%)
46	146,158	63,563	82,595	69,011	47.2	33,132	52.1
47	115,062	47,786	67,276	54,352	47.2	25,026	52.4
48	94,816	39,857	54,959	42,954	45.2	20,562	51.6
49	86,992	37,303	49,689	38,383	44.1	18,846	50.3
50	60,657	25,531	35,126	27,909	46.0	13,679	53.6
51	51,032	20,467	30,565	24,693	48.4	11,491	56.1
52	47,172	19,820	27,352	23,061	48.8	11,296	57.0
53	40,848	17,460	23,388	20,614	50.5	10,227	58.6
54	37,331	16,689	20,642	(15,576	41.7	8,315	49.8
55	38,911	19,069	19,842	(11,772	30.3	6,874	36.0

(2) 高校 卒業 者

項目 卒業年次	就 職 者 数			卒業時から3ケ年間における離			
	A 合 計	B 男	C 女	合 計		男	
				a 数	率 ($\frac{a}{A}$)	b 数	率 ($\frac{b}{B}$)
45年	593,909 ^(A)	253,047 ^(A)	340,862 ^(A)	277,817 ^(A)	46.7 ^(%)	106,637 ^(A)	42.1 ^(%)
46	560,412	233,990	326,422	250,781	44.7	91,271	39.0
47	512,305	208,723	303,582	232,179	45.3	84,527	40.5
48	501,391	202,135	299,256	206,103	41.1	76,047	37.6
49	488,363	195,767	292,596	182,403	37.3	65,705	33.6
50	443,316	175,998	267,318	167,266	37.7	62,732	35.6
51	422,447	166,700	255,747	174,557	41.3	70,340	42.2
52	462,842	184,970	277,872	186,851	40.4	76,646	41.4
53	450,022	178,905	271,117	184,941	41.1	76,914	43.0
54	451,516	180,515	271,001	(140,125	31.0	64,397	35.7
55	473,628	194,749	278,879	(81,392	17.2	42,087	21.6

資料出所：労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」

注) () 54年については2ケ年分、55年については1年分である。

職 状 況		在 職 期 間 別 離 職 状 況					
女		1 年 目		2 年 目		3 年 目	
c 数	率 (%)	d 数	率 (%)	e 数	率 (%)	f 数	率 (%)
44,631 ^(人)	54.0 ^(%)	34,499 ^(人)	19.5 ^(%)	28,536 ^(人)	16.2 ^(%)	22,230 ^(人)	12.6 ^(%)
35,879	43.4	27,800	19.0	23,425	16.0	17,786	12.2
29,326	43.6	22,692	19.7	17,638	15.3	14,022	12.2
22,392	40.7	18,401	19.4	14,218	15.0	10,335	10.9
19,537	39.3	17,237	19.8	11,944	13.7	9,202	10.6
14,230	40.5	12,377	20.4	8,585	14.2	6,947	11.5
13,202	43.2	11,636	22.8	7,614	14.9	5,443	10.7
11,720	42.8	11,676	24.8	6,530	13.8	4,810	10.2
10,387	44.4	10,870	26.6	5,677	13.9	4,067	10.0
7,261	35.2)	10,416	27.9	5,160	13.8		
4,898	24.7)	11,772	30.3				

職 状 況		在 職 期 間 別 離 職 状 況					
女		1 年 目		2 年 目		3 年 目	
c 数	率 (%)	d 数	率 (%)	e 数	率 (%)	f 数	率 (%)
171,180 ^(人)	50.2 ^(%)	115,442 ^(人)	19.4 ^(%)	86,501 ^(人)	14.6 ^(%)	75,874 ^(人)	12.8 ^(%)
159,510	48.9	93,400	16.7	86,304	15.4	71,041	12.7
147,652	48.6	94,252	18.4	78,448	15.3	59,479	11.6
130,056	43.5	85,287	17.0	65,348	13.0	55,468	11.1
116,698	39.9	68,528	14.0	56,799	11.6	57,076	11.7
104,534	39.1	61,838	13.9	55,748	12.6	49,680	11.2
104,217	40.8	71,634	17.0	53,922	12.8	49,001	11.6
110,205	39.7	73,926	16.0	58,320	12.6	54,605	11.8
108,027	39.8	74,211	16.5	58,575	13.0	52,155	11.6
75,728	27.9)	81,067	18.0	59,058	13.1		
39,305	14.1)	81,392	17.2				

第10表 新規学校卒業就職者の規模別離職率の推移

(1) 中学校卒業者の規模別離職率の推移（就職1年後・3年後）

(%)

区 分		計	1 000 人 以 上	500 ～ 999 人	100 ～ 499	30～99	5～29	5 人未満
1 年 後	昭和 45年3月卒	19.1	13.1	15.2	20.3	23.1	21.5	28.6
	50	20.1	13.0	14.4	21.0	25.2	23.1	30.0
	51	22.5	12.2	15.8	23.1	27.7	27.1	32.5
	52	24.4	12.5	17.8	26.2	30.6	27.2	33.9
	53	26.3	12.6	20.0	26.4	32.1	30.0	35.3
	54	27.6	14.1	19.5	26.5	32.7	31.6	35.9
	55	30.3	15.7	23.4	29.0	36.2	34.7	37.6
3 年 後	昭和 45年3月卒	48.0	38.2	42.9	51.6	56.0	53.6	62.9
	50	46.0	32.0	37.6	48.7	54.2	50.4	54.4
	51	48.4	32.0	39.0	50.2	56.5	53.2	57.1
	52	48.8	31.6	38.0	50.8	56.7	54.5	60.4
	53	50.5	30.8	40.9	50.2	59.4	56.9	58.7

資料出所：労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」

(2) 高等学校卒業者の規模別離職率の推移（就職1年後・3年後）

(%)

区 分		計	1 000 人 以 上	500 ～ 999 人	100 ～ 499	30～99	5～29	5 人未満
1 年 後	昭和 45年3月卒	19.1	13.6	16.0	19.3	21.4	25.2	25.9
	50	13.8	8.6	12.5	14.3	15.1	22.6	30.9
	51	16.8	9.4	16.0	16.6	18.2	24.7	32.0
	52	15.8	9.5	15.4	15.6	17.6	23.6	31.4
	53	16.3	8.5	15.3	16.4	17.9	24.8	33.5
	54	17.8	9.6	15.8	17.5	19.9	24.7	30.2
	55	17.2	11.0	14.4	17.2	19.4	25.2	31.8
3 年 後	昭和 45年3月卒	46.6	37.8	43.3	48.6	51.2	58.2	69.5
	50	37.7	28.0	36.0	39.6	40.6	50.1	59.5
	51	41.3	29.3	39.1	42.1	43.6	52.0	58.7
	52	40.4	29.4	38.4	40.9	43.3	50.7	54.8
	53	41.1	29.0	39.2	41.9	43.7	52.5	60.2

資料出所：労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」

第11表 勤労青少年の離転職理由

区分	年度	区分 総数		人員整理・会社解散・倒産のため	一時的・不安定な仕事だから	収入が少なから	はかに条件のよい仕事があったから	労働条件が悪かったから	病気のため	結婚・育児のため	家族の就職・転職・転勤及び事業所の移転のため	生活が楽になったから	その他
		昭和45年	1,343	47	122	108	132	62	59	381		1	430
実数(千人)	48		1,244	31	97	125	126	47	52	366	33		369
	51		851	36	61	76		139	28	224	15		276
	54		891	26	79	77		158	24	215			311
	昭和45年		1000	3.5	9.1	8.0	9.8	4.6	4.4	28.4		0.0	32.0
構成比(%)	48		100.0	2.5	7.8	10.0	10.1	3.8	4.2	29.4	2.7		29.7
	51		100.0	4.2	7.2	8.9		16.3	3.3	26.3	1.8		32.4
	54		100.0	2.9	8.9	8.6		17.7	2.7	24.1			34.9

資料出所：総理府「就業構造基本調査報告」

第12表 勤労青少年の企業への定着意識

(%)

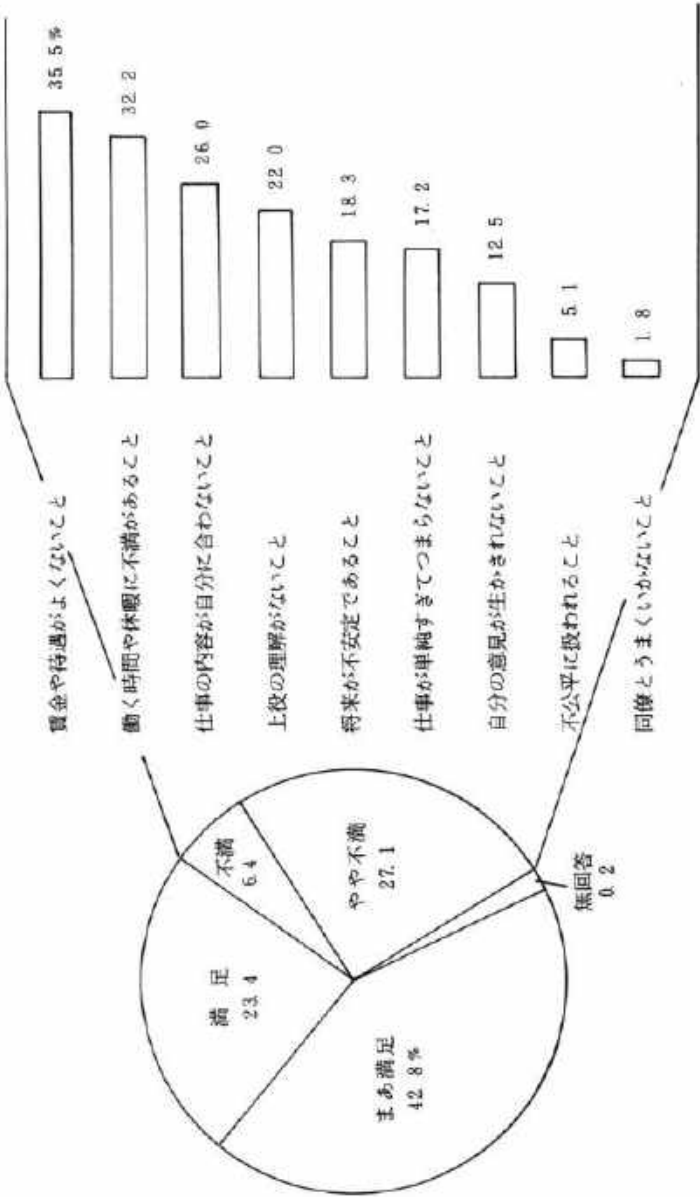
〔性・年齢〕	計	いつまでも動め ていたい			よい条件なら変わ るかもしれない			近い将来変わりたい			結婚するまで、子 供がでるまで			そ の 他			不 明		
		46年	49年	52年	46年	49年	52年	46年	49年	52年	46年	49年	52年	46年	49年	52年	46年	49年	52年
雇用者総計	100.0	37.3	34.8	40.7	28.7	32.0	31.1	7.7	8.1	5.7	12.3	10.1	8.2	11.2	14.5	13.9	2.9	0.5	0.4
〔性・年齢〕																			
男 子																			
全雇用者	100.0	46.2	42.2	47.6	33.6	36.6	33.9	7.0	7.1	4.9	0.8	0.4	0.5	8.5	13.2	12.7	2.7	0.4	0.4
20 歳未満	100.0	23.0	19.2	19.9	38.2	38.7	42.2	19.3	17.3	15.7	2.8	1.6	3.3	14.4	22.9	18.9	2.3	0.2	—
20～24 歳	100.0	25.3	21.3	23.4	43.0	44.7	44.3	12.7	14.0	12.0	2.0	1.1	1.6	14.6	18.5	18.5	2.4	0.2	0.1
女 子																			
全雇用者	100.0	18.9	20.2	25.1	18.5	22.8	24.5	9.1	10.1	7.6	36.2	29.4	25.9	14.5	17.1	16.4	2.8	0.4	0.5
20 歳未満	100.0	3.9	1.8	5.1	21.3	23.1	23.1	17.6	18.9	15.0	39.5	38.1	41.4	14.0	18.0	15.3	3.0	0.0	0.1
20～24 歳	100.0	4.5	3.0	5.9	15.5	17.3	21.1	9.4	14.0	12.0	55.6	52.4	49.4	12.6	13.1	11.4	2.4	0.2	0.1

資料出所：労働省「勤労者生活意識調査」（46年）

〃 「労働者福祉総合調査」（49年）

〃 「勤労者の職業生活に関する意識調査」（52年）

第13表 勤労青少年の職場への満足度と不満の内容



資料出所：総理府青少年対策本部「青少年の連帯感などに関する調査」

第14表 週休2日制の形態別企業数の割合の推移

(%)

規模・年	形態	計	完 全	月 3 回	隔 週	月 2 回	月 1 回
調査産業計							
45年		4.4	0.4	0.2	1.0	1.3	1.6
47		13.2	1.0	0.3	3.5	1.7	6.8
48		30.0	1.5	0.6	6.9	5.7	15.3
49		42.8	2.4	1.3	9.3	12.1	17.7
50		43.4	4.6	2.2	9.8	12.6	14.1
51		43.4	4.8	2.7	9.2	13.0	13.7
52		43.6	5.2	2.7	8.6	12.6	14.5
53		44.7	5.6	2.9	9.0	12.3	15.0
54		46.1	5.6	3.0	9.7	12.9	14.8
55		47.6	5.4	3.3	8.8	13.0	17.3
1,000人以上							
50		83.4	28.5	9.0	15.9	17.1	13.0
51		87.5	30.2	10.2	15.8	17.1	14.3
52		88.4	31.4	11.5	13.6	17.2	14.7
53		88.4	32.8	14.0	14.2	14.3	13.0
54		89.3	32.2	15.0	12.7	15.2	14.2
55		90.2	30.6	10.8	15.1	18.6	15.1
100～999人							
50		60.2	7.2	4.2	14.8	16.4	17.6
51		60.3	8.4	4.7	14.1	16.6	16.5
52		58.9	10.4	4.6	11.4	17.5	15.0
53		61.1	10.9	5.2	12.3	16.1	16.6
54		62.2	11.1	4.7	13.3	15.9	17.1
55		63.1	10.7	5.2	11.1	16.9	19.3
30～99人							
50		35.2	2.8	1.1	7.6	10.9	12.7
51		35.1	2.5	1.7	7.0	11.4	12.5
52		35.9	2.2	1.7	7.3	10.5	14.2
53		36.6	2.5	1.6	7.5	10.7	14.4
54		38.1	2.5	2.0	8.2	11.5	13.9
55		40.1	2.5	2.3	7.6	11.2	16.5
10～29人							
52		20.2	1.7	0.6	3.1	6.2	8.6
54卸小売業		20.6	1.5	0.1	4.9	4.9	9.1
サービス業		18.0	3.9	0.4	4.5	3.0	6.2

資料出所：労働省「賃金労働時間制度総合調査」（企業規模30人以上）

〃 「小規模企業労働条件実態調査」（企業規模10～29人）（昭和52年）

〃 「特定産業小規模企業労働条件実態調査」（企業規模10～29人）（昭和54年）

注）49年以前はサービス業を除く8大産業、50年以降はサービス業を含む9大産業についてのものである。

第15表 定年延長の普及

(1) 一律定年制の定年年齢

(%)

	一律定年制 のある企業	～54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上
43年	100.0	0.3	63.2	5.1	5.8	3.3	—	22.1 (20.6)
46	100.0	0.7	57.9	5.3	8.3	4.2	0.5	23.1 (21.7)
49	100.0	0.3	52.0	2.1	5.0	5.1	0.1	35.4 (32.4)
51	100.0	0.3	47.3	3.1	6.9	5.7	0.2	35.9 (32.3)
53	100.0	0.1	41.3	4.2	8.4	6.7	0.1	38.5 (33.7)
55	100.0	0.2	39.5	4.2	8.4	7.3	0.2	39.7 (36.5)
56 {	100.0	0.4	38.0		18.0			42.6 (39.5)
	[100.0]	[0.2]	[28.4]		[16.6]			[53.7 (49.7)]

資料出所：労働省「雇用管理調査」

注) 1. 60歳以上の()内は60歳定年制の割合である。

2. 56年の[]内は今後、改定することが決定又は予定がある企業

(2) 企業における高年齢労働者の割合

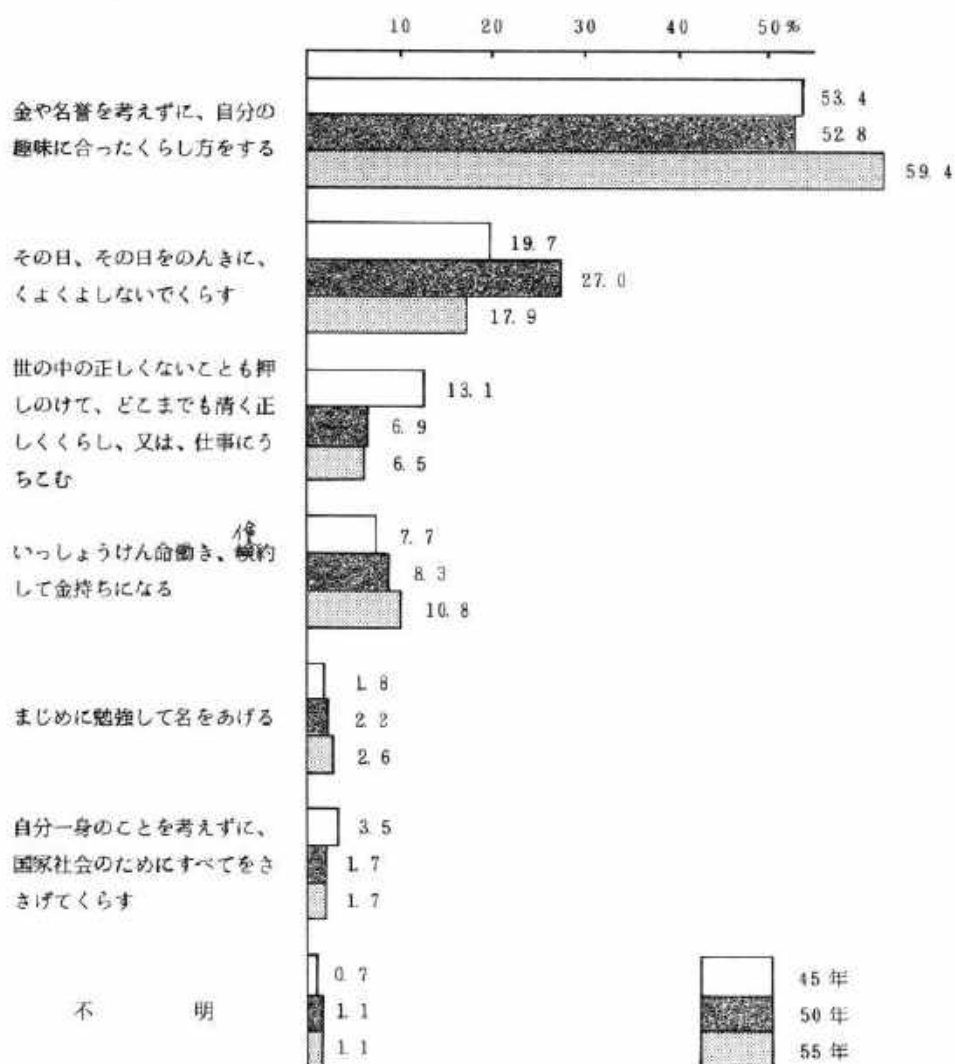
(%)

企業規模・年		50歳以上計	うち55歳以上
計	51年	11.9	6.2
	55年	15.1	7.6
1,000人以上	51年	8.8	3.4
	55年	11.8	4.4
300～999人	51年	9.8	4.7
	55年	13.5	6.5
100～299人	51年	13.7	7.9
	55年	16.4	9.0
30～99人	51年	16.1	9.7
	55年	20.5	12.2

資料出所：労働省「高年齢労働者雇用実態調査」(51年)及び労働省「高年齢者就業等実態調査」(55年)

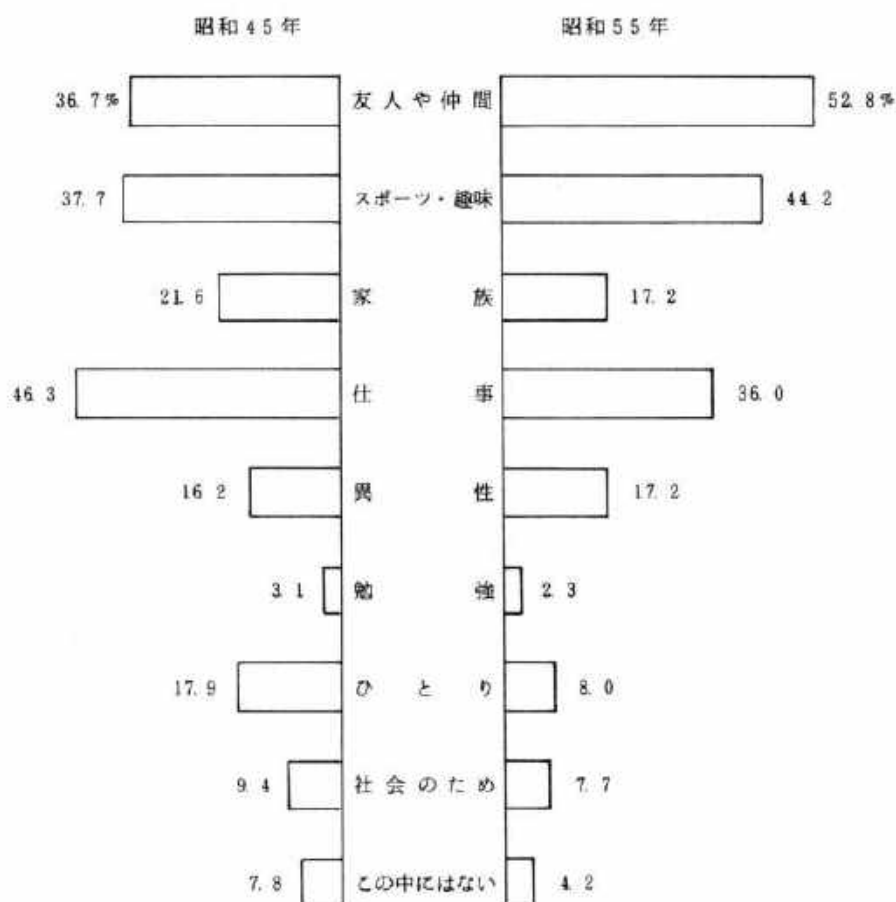
第16表 勤労青少年の生活態度

(1) 人のくらし方



資料出所：総理府「青少年の連帯感などに関する調査（有職者）」

(2) 生きがいを感じる時



資料出所：総理府「45年、55年 青少年の連帯感などに関する調査（有職者）」

第17表 勤労青少年の現在の生活における悩みの内容

(%)

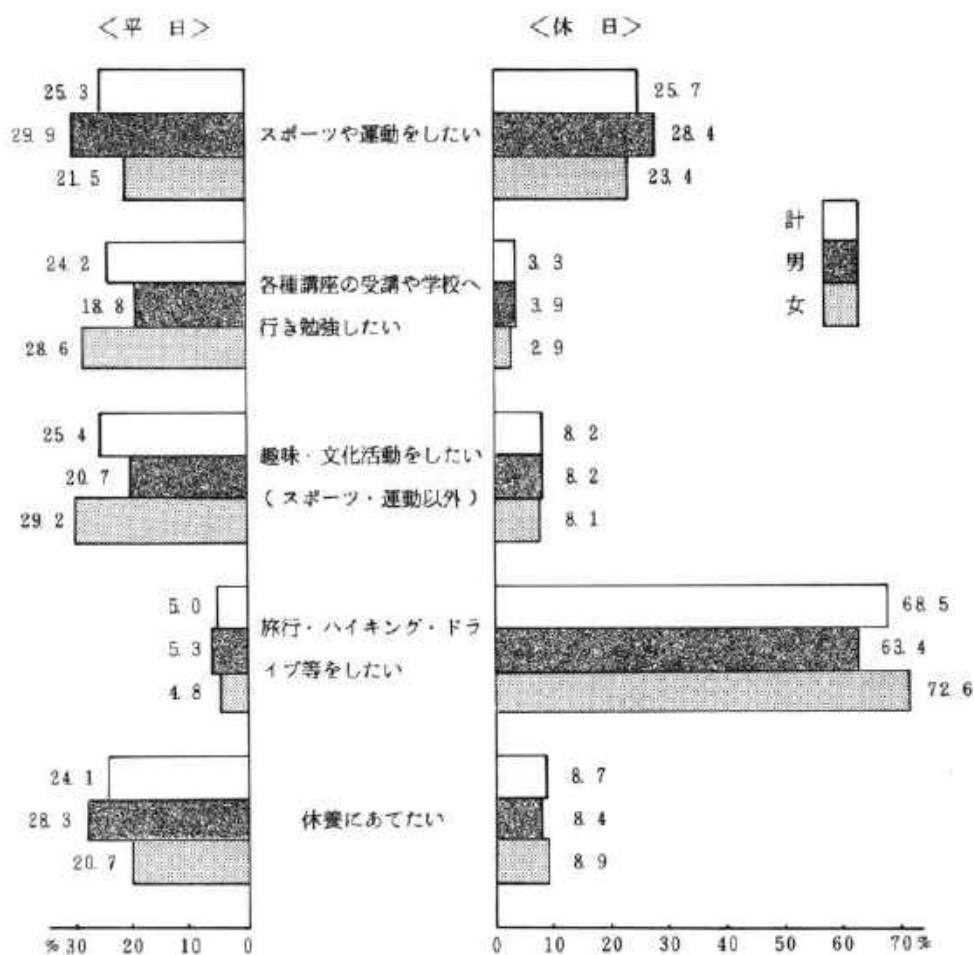
区 分			悩 み あ り	悩 み な し	悩 み の 内 容					
					毎日がつま らない、 空 虚	友人が いない 等 友 情 問 題	恋人が いない 等 恋 愛 問 題	人生の 目標が 見つか らない	住宅・ 生活環 境問題	その他
青 少 年	計		41.0	59.0	15.1	4.3	18.0	20.3	9.5	22.5
	性	男	43.0	57.0	12.8	5.6	19.0	22.9	11.9	20.5
		女	39.3	60.7	16.9	3.2	17.2	18.3	7.6	33.7
	年 齢	15～19歳	39.1	60.9	18.1	5.3	19.9	22.4	6.8	26.1
		20～24歳	41.3	58.7	14.6	4.1	17.7	20.0	9.9	28.2
	配 偶	未 婚	39.7	60.3	15.9	4.6	19.5	21.7	8.5	28.1
		既 婚	56.4	43.6	4.9	0.6	1.2	4.9	21.5	25.2
	居 住	親 元	43.4	56.6	14.4	4.0	19.1	19.1	6.8	28.1
		親元以外	37.2	62.8	16.1	4.6	16.4	22.2	13.6	27.6
成 人	計		53.1	46.9	2.3	1.6	0.5	5.5	17.2	44.6
	性	男	55.5	44.5	2.4	1.6	0.7	5.0	17.2	40.6
		女	45.8	54.2	2.0	1.6	—	7.1	17.4	56.5

資料出所：労働省「勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計に関する調査」（昭和53年）

注）悩みの内容区分については、多答式のため、悩みのなしの割合と一致しない。

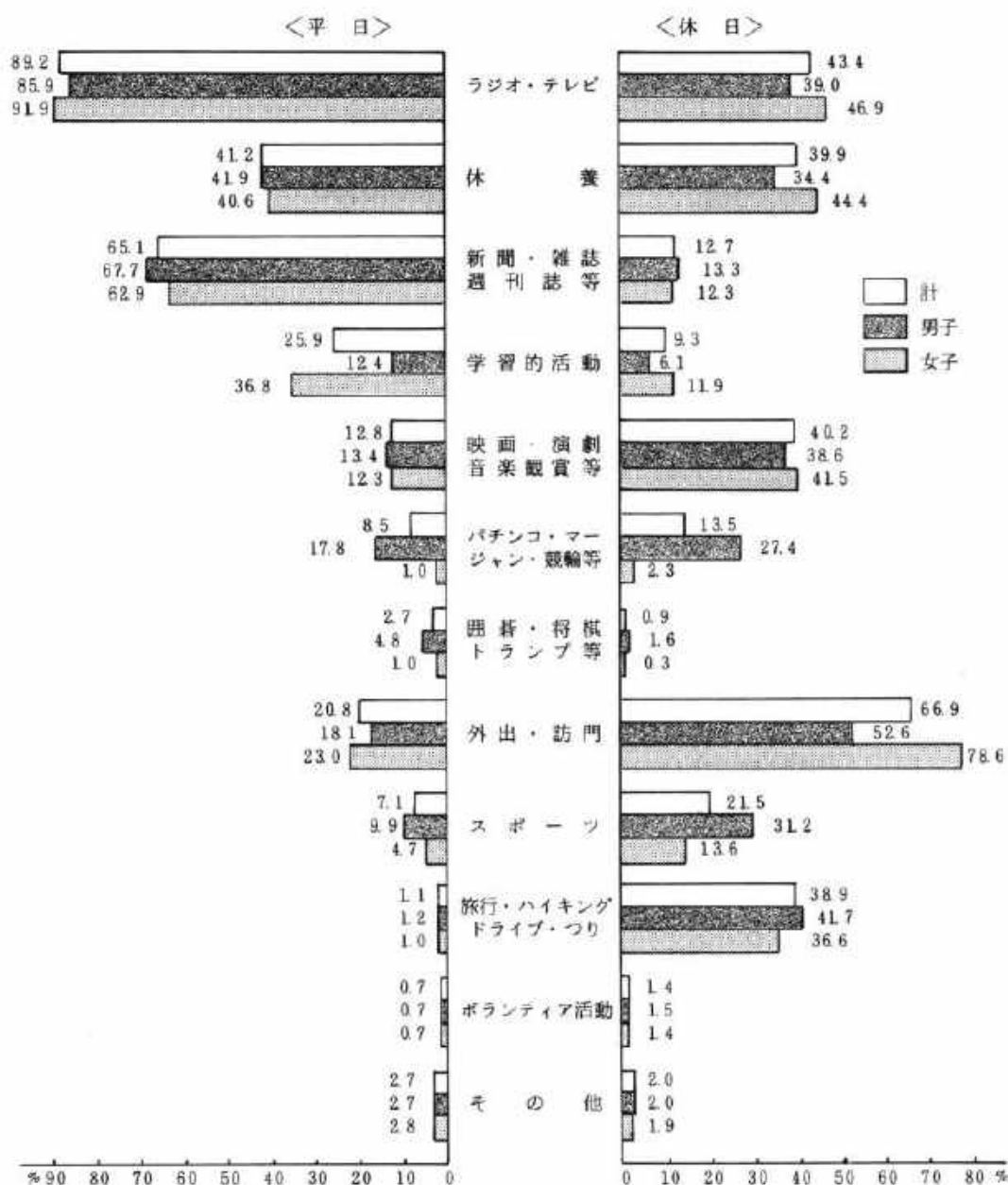
第18表 勤労青少年の希望する余暇活動と余暇の過ごし方

(1) 勤労青少年の希望する平日・休日別余暇の過ごし方



注) 2つ以上あげた者がいるため、回答の合計は100%を上回る。

(2) 勤労青少年の平日・休日別余暇の過ごし方



資料出所：労働省「勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計に関する調査」（昭和53年）

注）多答式のため、回答の合計は100%を上回る。

第19表 勤労青少年の非行

(1) 暴走族のグループ数、人員の推移（昭和48～56年11月）

（万人）

区分 \ 年次	48	49	50	51	52	53	54	55	56
グループ数	611	817	571	348	365	307	472	754	770
人員（人）	12,474	25,893	23,661	20,831	24,322	22,442	25,183	38,952	40,629
うちグループに属さない者	—	—	2,941	4,368	6,091	6,183	5,986	8,653	14,491

資料出所：警察庁保安部の資料による。

注） 48年は12月、49年は5月、50年は6月現在

(2) 暴走族の年齢別構成（昭和56年11月）

年齢別 区分	総数	15以下	16	17	18	19	20	21	22	23以上
人員（人）	39,760	1,215	5,943	8,704	7,970	7,307	4,240	2,254	1,090	1,037
構成比（%）	100.0	3.1	14.9	21.9	20.0	18.4	10.7	5.7	2.7	2.6

資料出所：警察庁保安部の資料による。

注） 本表は、年齢の判明している者のみを計上した。

(3) 暴走族の学職別構成（昭和56年11月）

学 職 別	総 数	生 徒					有 職 者				無 職 者
		小 計	中 学 生	高 校 生	大 学 生	そ の 他	小 計	運 転 者	自 動 車 関 員	係 従 業 員 そ の 他	
人 員 (人)	39,760	8,273	455	6,678	427	713	25,967	1,220	2,352	22,395	5,520
構成比 (%)	100.0	20.8	1.1	16.8	1.1	1.8	65.3	3.1	5.9	56.3	13.9

資料出所：警察庁保安部の資料による。

注） 本表は、明確に学識が確認されているもののみにについての分類である。

(4) シンナー等濫用少年の学職別補導人員の推移（昭和46年～56年）

年次 学職	昭46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
総 数	49,587	36,054	16,220	21,137	36,968	37,046	32,578	39,615	40,433	45,161 (100.0)	43,536 (100.0)
中 学 生	5,512	4,334	2,163	2,625	4,704	5,083	4,627	5,549	6,289	6,855 (15.1)	7,568 (14.7)
高 校 生	12,383	8,493	3,421	5,207	9,387	8,416	6,557	8,076	8,009	7,855 (17.3)	6,792 (15.6)
その他の 学生・生徒	1,352	1,051	382	548	1,160	1,275	1,046	1,217	1,074	1,288 (2.9)	1,083 (2.5)
有職少年	19,878	14,498	6,986	8,756	13,687	14,411	12,962	15,414	15,540	17,709 (39.2)	16,401 (37.7)
無職少年	10,462	7,678	3,268	4,001	8,030	7,861	7,446	9,359	9,521	11,544 (25.6)	11,692 (26.9)

資料出所：警察庁保安部の資料による。

注) 1 「シンナー等」とは、シンナー、トルエン、接着剤、塗料等をいう。

2 ()内は、構成比である。

(5) 覚せい剤事犯少年の学職別検挙人員（昭和53年～56年）

学 職 別	53年	54年	55年	56年
総 数	1,423 (100.0)	1,663 (100.0)	2,031 (100.0)	2,575 (100.0)
中 学 生	41 (2.9)	41 (2.5)	53 (2.6)	54 (2.1)
高 校 生	81 (5.7)	99 (6.0)	97 (4.8)	127 (4.9)
大学生・各種学校生	40 (2.8)	34 (2.0)	34 (1.7)	35 (1.3)
有 職 少 年	522 (36.7)	613 (36.9)	790 (38.9)	1,039 (40.3)
無 職 少 年	739 (51.9)	876 (52.7)	1,057 (52.0)	1,320 (51.3)

資料出所：警察庁保安部の資料による。

注) ()内は構成比である。

